

債券内容説明書

平成27年6月10日

## 第29・30回国際協力機構債券

証券情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第29回国際協力機構債券及び第30回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（平成26年12月1日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載されております。
5. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<http://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

#### 本証券情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル  
独立行政法人 国際協力機構  
資金・管理部 市場資金課  
電話番号 東京 03 (5226) 9279

## 目次

		頁
第一部	証券情報	1
第1	募集要項	2
1	新規発行債券（10年債）	2
2	債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）	6
3	新規発行債券（20年債）	7
4	債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）	11
5	新規発行による手取金の使途	12
第二部	参照情報	13
第1	参照書類	14
第2	参照書類の補完情報	14

# 第一部 証券情報

## 第1 募集要項

### 1. 新規発行債券（10年債）

銘柄	第29回国際協力機構債券	債券の総額	金10,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成27年6月10日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	年0.583%	払込期日	平成27年6月22日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成37年6月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成27年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</li> <li>払込期日の翌日から平成27年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもって計算する。</li> <li>利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</li> <li>償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半年の日割をもって計算する。</li> </ol>		
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>償還金額 額面100円につき金100円</li> <li>償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> <li>本債券の元金は、平成37年6月20日にその全額を償還する。</li> <li>償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</li> <li>本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</li> </ol> </li> </ol>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）  
 本債券について、当機構はR&IからAA+の信用格付を平成27年6月10日付で取得している。  
 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。  
 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。  
 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。  
 R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）  
 本債券について、当機構はS&PからAA-の信用格付を平成27年6月10日付で取得している。  
 S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。  
 S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。  
 S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。  
 S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。  
 本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」（<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。  
 S&P：電話番号 03-4550-8000

摘 要

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

- (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三菱東京UFJ銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成27年6月10日付第29回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であつて、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③ 当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

8. 発行要項の変更

- (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

9. 本債券の債権者集会

- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。
- (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (3) 債権者集会は、東京都において行う。
- (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
  - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。
  - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
  - ③決議が著しく不公正であるとき。
  - ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。
- (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。
- (12) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。

10. 元利金の支払

本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。

11. 募入方法

応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。

12. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

## 2. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件 1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 4,000	
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,000	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	
	計	—	10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		

### 3. 新規発行債券 (20年債)

銘 柄	第30回国際協力機構債券	債券の総額	金10,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成27年6月10日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	年1.299%	払込期日	平成27年6月22日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成47年6月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成27年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</li> <li>2. 払込期日の翌日から平成27年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</li> <li>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</li> <li>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</li> </ol>		
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 償還金額 額面100円につき金100円</li> <li>2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成47年6月20日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</li> </ol>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&IからAA+の信用格付を平成27年6月10日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本債券について、当機構はS&PからAA-の信用格付を平成27年6月10日付で取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」（<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

- (1) JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三菱東京 U F J 銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成 27 年 6 月 10 日付第 30 回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③ 当該請求を行う者が、過去 2 年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

8. 発行要項の変更

- (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

9. 本債券の債権者集会

- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。
- (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (3) 債権者集会は、東京都において行う。
- (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
  - ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに違反するとき。
  - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
  - ③決議が著しく不公正であるとき。
  - ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。
- (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。
- (12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。

10. 元利金の支払

本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。

11. 募入方法

応募超過の場合は、本募集要項「4. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。

12. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

#### 4. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件 1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 4,000	
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,000	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	
	計	—	10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		

## 5. 新規発行による手取金の使途

### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000 百万円	80 百万円	19,920 百万円

(注) 上記金額は、第 29 回国際協力機構債券及び第 30 回国際協力機構債券の合計金額です。

### (2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 19,920 百万円は、平成 27 年度中に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

## 第二部 参 照 情 報

## 第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/investor/bond/index.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部（平成26年12月1日現在）」

## 第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部（平成26年12月1日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）に記載された発行者情報について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書 証券情報の部作成日（平成27年6月10日）までの間において、以下のとおり変更及び追記すべき事項が生じております（変更箇所は下線で示しております）。なお、発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載された事項を除き、本債券内容説明書 証券情報の部作成日（平成27年6月10日）現在においてもその判断に変更はありません。

### **第1 発行者の概況**

#### **3. 事業の内容**

##### **3-2. 当機構の業務内容**

###### **(1) 業務の種類**

②有償資金協力（JICA 法第13条1項2号）

（前略）

円借款供与条件表

(平成27年4月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

所得階層	一人当たりGNI (平成25年)	条件	適用金利	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件	
L D C	うち貧困国 (注1)	一般条件	固定金利	基準	0.01	40	10	アンタイド	
				オプション1	0.65	25	7		
				オプション2	0.60	20	6		
		オプション3	0.55	15	5				
		優先条件 (注2:以下同)	基準	0.01	40	10			
			オプション1	0.01	30	10			
オプション2	0.01		20	6					
貧 困 国	US\$ 1,045以下	一般条件	固定金利	基準	1.20	30	10	アンタイド	
				オプション1	0.90	25	7		
				オプション2	0.75	20	6		
		オプション3	0.65	15	5				
		優先条件	基準	0.25	40	10			
			オプション1	0.20	30	10			
オプション2	0.15		20	6					
STEP (注3:以下同)	固定金利	基準	0.10	40	10	タ イ ド			
低所得国	US\$ 1,046以上 US\$ 1,985以下	一般条件	固定金利	基準	1.40	30	10	アンタイド	
				オプション1	0.80	20	6		
				オプション2	0.70	15	5		
			変動金利 (注4:以下同)	基準	円LIBOR+10bp	30	10		
				オプション1	円LIBOR	20	6		
				オプション2	円LIBOR-5bp	15	5		
		優先条件	固定金利	基準	0.30	40	10		
				オプション1	0.25	30	10		
				オプション2	0.20	20	6		
			オプション3	0.15	15	5			
			変動金利	基準	円LIBOR-100bp	40	10		
				オプション1	円LIBOR-110bp	30	10		
オプション2	円LIBOR-120bp	20		6					
オプション3	円LIBOR-125bp	15	5						
STEP	固定金利	基準	0.10	40	10	タ イ ド			
中所得国	US\$ 1,986以上 US\$ 4,125以下	一般条件	固定金利	基準	1.40	25	7	アンタイド	
				オプション1	0.95	20	6		
				オプション2	0.80	15	5		
			変動金利	基準	円LIBOR+15bp	30	10		
				オプション1	円LIBOR+10bp	25	7		
				オプション2	円LIBOR+5bp	20	6		
		オプション3	円LIBOR	15	5				
		優先条件	固定金利	基準	0.30	40	10		
				オプション1	0.25	30	10		
				オプション2	0.20	20	6		
			オプション3	0.15	15	5			
			変動金利	基準	円LIBOR-95bp	40	10		
				オプション1	円LIBOR-105bp	30	10		
		オプション2		円LIBOR-110bp	25	7			
		オプション3	円LIBOR-115bp	20	6				
		オプション4	円LIBOR-120bp	15	5				
		STEP	固定金利	基準	0.10	40	10		タ イ ド
		中進国	US\$ 4,126以上 US\$ 7,184以下	一般条件	変動金利	基準	円LIBOR+20bp		30
オプション1	円LIBOR+15bp					25	7		
オプション2	円LIBOR+10bp					20	6		
オプション3	円LIBOR+5bp				15	5			
固定金利	基準				1.70	25	7		
	オプション1				1.60	20	6		
	オプション2			1.50	15	5			
優先条件	変動金利			基準	円LIBOR-90bp	40	10		
				オプション1	円LIBOR-100bp	30	10		
				オプション2	円LIBOR-105bp	25	7		
	オプション3			円LIBOR-110bp	20	6			
	オプション4			円LIBOR-115bp	15	5			
	固定金利	基準	0.60	40	10				
オプション1		0.50	30	10					
オプション2		0.40	20	6					
オプション3	0.30	15	5						
卒業移行国(中進国を超える所得水準の開発途上国)	US\$ 7,185以上 US\$12,745以下	一般条件	変動金利	基準	円LIBOR+20bp	25	7	アンタイド	
				オプション1	円LIBOR+15bp	20	6		
				オプション2	円LIBOR+10bp	15	5		
		優先条件	基準	円LIBOR-95bp	30	10			
			オプション1	円LIBOR-105bp	20	6			
			オプション2	円LIBOR-110bp	15	5			

コンサルティングサービス コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。

プログラム借款オプション 協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。

(注1) LDCのうち貧困国は、分野にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。

(注2) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。

(注3) STEP(本邦技術活用条件)は、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の  
有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。

(注4) 円LIBOR(6か月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の上限はGE値25%を満たすような水準を確保し、下限金利は0.1%とする。

(注5) 災害復旧分野(災害復旧スタンダード・バイ借款を含む)は、所得階層にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンダード・バイ借款は、  
外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である、20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。

(参考)

・オプション金利は、CL値が基準金利のCL値を上回らない金利とする。

・EPSAノンプリン向けは、所得階層に応じて、優先条件を適用(ただし、LDCうち貧困国については、0.01%、40年(10年)を適用)。

・EPSAノンプリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンは、0.55%、40年(10年)を適用。

・IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。

・卒業移行国には変動金利のみを適用、中進国には原則変動金利を適用するものの固定金利も選択可能とし、

低所得国及び中所得国には原則固定金利を適用するものの変動金利も選択可能とする、中進国のプログラム型借款については変動金利のみを適用、

ただし、セクター支援型のプログラム型借款は固定金利も選択可能

主要国所得階層別分類（国連及び世銀の分類による。）

所得階層	一人当たり GNI (平成 25 年)	
	うち貧困国	アフガニスタン, ウガンダ, エチオピア, エリトリア, ガンビア, カンボジア, ギニア, ギニアビサウ, コモロ, コンゴ民主共和国, シエラレオネ, ソマリア, タンザニア, チャド, 中央アフリカ, トーゴ, ニジェール, ネパール, ハイチ, バングラデシュ, ブルキナファソ, ブルンジ, ベナン, マダガスカル, マラウイ, マリ, ミャンマー, モザンビーク, リベリア, ルワンダ
L D C		アンゴラ, イエメン, キリバス, サントメ・プリンシペ, ザンビア, ジブチ, スーダン, 赤道ギニア, セネガル, ソロモン諸島, ツバル, バヌアツ, 東ティモール, ブータン, <u>南スーダン</u> , モーリタニア, ラオス, レソト
貧困国	<u>US\$1,045 以下</u>	ケニア, ジンバブエ, タジキスタン
低所得国	<u>US\$1,046 以上</u> <u>US\$1,985 以下</u>	インド, ウズベキスタン, カメルーン, ガーナ, <u>キルギス</u> , コートジボワール, ニカラグア, パキスタン, ベトナム
中所得国	<u>US\$1,986 以上</u> <u>US\$4,125 以下</u>	アルメニア, インドネシア, ウクライナ, エジプト, エルサルバドル, ガイアナ, カーボヴェルデ, グアテマラ, <u>ジョージア</u> , コソボ, コンゴ共和国, サモア, シリア, スリランカ, スワジランド, <u>ナイジェリア</u> , <u>パプアニューギニア</u> , <u>パラグアイ</u> , フィリピン, ボリビア, <u>ホンジュラス</u> , <u>ミクロネシア</u> , モルドバ, モロッコ, モンゴル
中進国	<u>US\$4,126 以上</u> <u>US\$7,184 以下</u>	アルジェリア, <u>アルバニア</u> , <u>イラク</u> , イラン, エクアドル, ジャマイカ, セルビア, セントビンセント・グレナディーン, セントルシア, タイ, 中国, チュニジア, ドミニカ共和国, ドミニカ国, トルクメニスタン, トンガ, ナミビア, フィジー, ブルガリア, ベラルーシ, <u>ベリーズ</u> , ペルー, ボスニア・ヘルツェゴビナ, マケドニア, マーシャル諸島, <u>モルディブ</u> , ヨルダン, リビア
卒業移行国 (中進国を超える所得水準の開発途上国)	<u>US\$7,185 以上</u> <u>US\$12,745 以下</u>	アゼルバイジャン, アルゼンチン, カザフスタン, ガボン, <u>グレナダ</u> , コスタリカ, <u>コロンビア</u> , スリナム, セーシェル, トルコ, パナマ, <u>パラオ</u> , ブラジル, ベネズエラ, ボツワナ, マレーシア, 南アフリカ, メキシコ, モーリシャス, <u>モンテネグロ</u> , ルーマニア, レバノン

(注1) LDC 分類については DAC による分類に基づく。

(注2) 所得水準カテゴリーは、世銀融資ガイドラインに基づく。

(注3) アルゼンチン、シリア、ジブチ、ソマリア、ミャンマー及びリビアについては、世銀融資ガイドラインにおいて平成25年度の一人当たり国民総所得 (GNI) が記載されていないところ、平成24年度と同じ所得階層に位置付けている。

### 3-3. 当機構の財務

#### (3) 資金調達の概要

##### ②有償資金協力勘定の資金調達

##### (ii) 財投機関債

旧JBICの海外経済協力勘定ではこれまで財投機関債による資金調達を行っておりませんでした。当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計3,700億円発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

	発行日	発行額
第1回国際協力機構債券	平成20年12月19日	300億円
第2回国際協力機構債券	平成21年6月19日	300億円
第3回国際協力機構債券	平成21年12月16日	200億円
第4回国際協力機構債券	平成22年6月18日	200億円
第5回国際協力機構債券	平成22年9月15日	200億円
第6回国際協力機構債券	平成22年12月15日	200億円
第7回国際協力機構債券	平成23年6月16日	200億円
第8回国際協力機構債券	平成23年9月26日	150億円
第9回国際協力機構債券	平成23年9月26日	50億円
第10回国際協力機構債券	平成23年12月20日	100億円
第11回国際協力機構債券	平成23年12月20日	100億円
第12回国際協力機構債券	平成24年6月22日	100億円
第13回国際協力機構債券	平成24年6月22日	100億円
第14回国際協力機構債券	平成24年9月24日	100億円
第15回国際協力機構債券	平成24年9月24日	100億円
第16回国際協力機構債券	平成24年12月26日	100億円
第17回国際協力機構債券	平成24年12月26日	100億円
第18回国際協力機構債券	平成25年6月20日	100億円
第19回国際協力機構債券	平成25年6月20日	100億円
第20回国際協力機構債券	平成25年9月20日	100億円
第21回国際協力機構債券	平成25年9月20日	100億円
第22回国際協力機構債券	平成25年12月24日	100億円
第23回国際協力機構債券	平成26年2月21日	100億円
第24回国際協力機構債券	平成26年6月20日	100億円
第25回国際協力機構債券	平成26年6月20日	100億円
第26回国際協力機構債券	平成26年9月22日	100億円
第27回国際協力機構債券	平成26年9月22日	100億円
第28回国際協力機構債券	平成26年12月22日	100億円

(v)短期借入金等

(前略)

なお、有償資金協力勘定の過年度の資金調達実績及び平成26年度並びに平成27年度予算は以下のとおりです。

(単位：億円)

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 予算	平成27年度 予算
財政投融资	1,298	1,922	782	829	1,194	4,820	4,366
うち財政融資資金借入金	1,298	1,922	782	829	1,194	4,220	3,766
うち政府保証債							600
政府一般会計からの出資金	1,273	1,044	419	503	506	485	483
回収金等によるその他自己資金等	4,880	3,811	4,896	5,325	5,798	4,580	5,036
合計	7,451	6,777	6,097	6,658	7,498	9,885	9,885

## 4. 関係会社の状況

### 4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等により当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 平成 25 事業年度財務諸表（有償資金協力勘定）、附属明細書(15) 関連会社の明細」及び「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 平成 25 事業年度財務諸表（法人単位）、附属明細書(17) 関連会社及び関連公益法人等の明細」をご参照下さい。

### 4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

#### (1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること（海外投融資）が含まれます（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ）。なお、新規出資は特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、平成 14 年度以降は平成 13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限ることとされておりますが、「新成長戦略実現 2011」（平成 23 年 1 月 25 日閣議決定）を踏まえてパイロットアプローチの下での新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行った後、平成 24 年 10 月 16 日のパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合にて海外投融資業務の本格再開が決定されました。平成 26 年度は「中南米ファンド」及び「ミャンマー国ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業」への出資を実行致しました。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応できない案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	出資比率 (%)	相手国
アサハン水力発電 アルミニウム製錬合弁事業	日本アサハンアル ミニウム(株)	北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬	昭和50年12月	897 百万円	50.0	インドネシ ア
アマゾンアルミナ・ アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアル ミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミナ生産及びアルミ 製錬	昭和53年8月	57,350 百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造 合弁事業	日本・サウジアラ ビアメタノール (株)	アルジュバール工業地帯におけるメタノールの 製造	昭和59年12月	2,310 百万円	30.0	サウジアラ ビア
サウジアラビア石油化学 製品製造合弁事業	サウディ石油化学 (株)	アルジュバール工業地帯におけるエチレングリ コール等石油化学製品の製造	昭和56年6月	14,200 百万円	37.1	サウジアラ ビア
バングラデシュ KAFCO 肥料製造合弁事業	カフコジャパン投 資(株)	チッタゴン市における尿素及びアンモニアの製 造	平成2年7月	5,024 百万円	46.4	バングラデ シュ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ (株)	南スマトラ・ピリンビン地区において、アカシア の植林木を原料とするパルプ工場を建設、パルプ を生産する	平成7年4月	13,351 百万円	42.7	インドネシ ア
炭素基金事業 (世銀/ 炭素基金)	世銀/炭素基金	世界銀行が地球温暖化防止、発展途上国・移行経 済国の持続的開発促進のため企画した信託基金。 本ファンド資金は、CO2等温室効果ガス削減効果 のある開発事業実施のために利用され、そこで得 られた排出権を出資者に還元。	平成12年6月	222.05 百万ドル (注)	5.6	—
パキスタン貧困層向けマイクロ ファイナンス事業	The First Microfinance Bank Limited- Pakistan : FMFB-P	FMFB-P がマイクロファイナンス事業をパキスタ ン国内で拡大するにあたり、必要となる資金を JICA が海外投融資を通じて支援するもの	平成24年3月	1,352 百万 PKR	17.8	パキスタン
中南米ファンド	MGM Sustainable Energy Fund, L.P.	コロンビア、メキシコ及び中米・カリブ地域を対 象に省エネリース事業及び一部再エネ (中規模～ 10MW 程度太陽光発電等) 事業を行うファンドに 対する出資を行う。	平成25年1月	3.75 百万ドル	15.8	中南米
ミャンマー国ティラワ経済特別 区(Class A 区域)開発事業	Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.	ヤンゴン市近郊に位置するティラワ経済特別区 (SEZ) において、早期開発区域の工業用地開発・ 販売・運営事業を支援するもの。	平成25年3月	14.20 百万ドル	10.0	ミャンマー

(注) 世銀/炭素基金への出資に関しては、直近の決算期におけるファンド全体の拠出金累計を記載。なお、当機構の出資状況は、本説明書「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 平成25 事業年度財務諸表 (有償資金協力勘定)、附属明細書(2) 有価証券の明細」及び「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 平成25 事業年度財務諸表 (法人単位)、附属明細書 (17) 関連会社及び関連公益法人等の明細」をご参照下さい。

## 第2 事業の状況

### 2. 対処すべき課題

(2) ODAに関する政策目標・国際公約の遂行

(前略)

【参考】日本のODAに関する主な国際公約

表明年月	国際公約	支援表明額	対象年
2011年9月	【第66回国連総会】 野田総理大臣より、①南スーダンの国づくりと地域の平和定着のための支援、②「アフリカの角」への更なる人道支援、③「アラブの春」が起きている中東・北アフリカの改革・民主化努力を支援するための総額約10億ドルの円借款実施を表明。	10億ドル	2011～
2012年4月	【第4回日本・メコン地域諸国首脳会議】 野田総理大臣より、インフラや基礎生活分野などの社会基礎整備に引き続き重要な役割を果たすODAについて、日本より、来年度以降3年間で円借款、無償協力資金、技術協力を活用し、約6,000億円の支援を実施することを表明。	6,000億円	2013～ 2015
2012年6月	【国連持続可能な開発会議（リオ+20）】 玄葉外務大臣より、持続可能な開発を実現するための「緑の未来」イニシアチブとして、①環境未来都市の世界への普及、②世界のグリーン経済への貢献、③強靱な社会づくりへの取組を発表。今後3年間で環境・低炭素技術導入に30億ドル、総合的な災害対策に30億ドルの支援を実施することを表明。	60億ドル	2012～ 2015
2012年7月	【世界防災閣僚会議 in 東北】 野田総理大臣より日本として、国際社会の防災分野の取組を主導していく決意を表明。2013年からの3年間で30億ドルの支援を行うことを表明。	30億ドル	2013～ 2016
2012年7月	【アフガニスタンに関する東京会合】 玄葉外務大臣より、アフガニスタンに対し、①アフガニスタンの人口の約8割が従事する農業、②地域協力という観点からも重要なインフラ整備、③国造りの原点である人づくりといった経済社会開発分野の支援を行うべく、2012年より概ね5年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援を行うことを表明。	最大約30億ドル	2012～ 2016
2012年10月	【ミャンマーに関する東京会合】 城島財務大臣より、円借款の延滞債務解消のための措置を、来年1月に実施すること、及び来年のできるだけ早い時期に、新たな円借款による本格的な支援の再開を予定していることを表明。	-	-
2013年5月	【日・ミャンマー首脳会談】 ミャンマーの改革努力を支援するため、延滞債務残額の解消と円借款511億円を含む総額910億円のODAを2013年度末までに供与することを表明。	910億円	2013
2013年5月	【中東首相訪問】 安倍総理大臣より、中東地域の安定に向けて、中東・北アフリカ地域に対し、新たに総額22億ドル規模の支援を行うことを発表。また、今後5年間（2013年度～2017年度）で約2万人の研修実施と専門家派遣を行うことを表明。	22億ドル	2013
2013年6月	【第5回アフリカ開発会議（TICADV）】 安倍総理大臣より、①民間の貿易投資を促進し、アフリカの投資を後押しする。②日本らしい支援を通じ、「人間の安全保障」を推進する、という基本方針の下、今後5年間で総額1.4兆円のODA支援を行うことを表明。	1.4兆円	2013～ 2018
2013年9月	【第68回国連総会】 安倍総理大臣より、「紛争の予防と解決、平和構築に至る全段階で、女性の参画を確保するとともに、紛争下、危険にさらされる女性の権利、身体を守る対策」として、今後3年間で30億ドルのODA支援を行うことを表明。	30億ドル	2013～ 2016
2013年10月	【水銀に関する水俣条約外交会議】 岸田外務大臣より、大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理の3分野において、途上国の環境汚染対策のため、今後3年間で総額20億ドルのODAによ	20億ドル	2014～ 2016

	る支援を実施すること、及び途上国による水俣条約の締結を支援するため、水銀汚染防止に特化した人材育成支援を新たに実施することを表明。		
2013年 11月	<b>【攻めの地球温暖化外交戦略(「Actions for Cool Earth (ACE)」)】</b> 攻めの地球温暖化外交戦略の一環として、2013～2015年の3年間に、公的資金1兆3,000億円(約130億ドル)を含む官民合わせて計1兆6,000億円(約160億ドル)の支援を実施すると途上国支援策を発表。主としてODAやJBIC融資等のOOF(その他の公的資金)を活用し、途上国の気候変動問題対策への支援を行うもの。	130億ドル	2013～ 2015
2013年12月	<b>【日・ASEAN特別首脳会議】</b> 安倍総理大臣より、2015年の共同体構築を目指すASEANが掲げる「連結性の強化」、「格差是正」を柱にインフラ整備など5年間で総額2兆円規模のODA供与を表明。	2兆円	2013～ 2018
2014年1月	<b>【日モザンビーク首脳会談】</b> 安倍総理大臣より、ナカラ回廊を中心に、道路、港、エネルギー、環境、保健、教育等を含めた総合的開発のために、5年間(2013～2017年)で約700億円のODAの支援を実施することを表明。	700億円	2013～ 2017
2014年1月	<b>【日印首脳会談】</b> 安倍総理大臣より、今後もインド向けにODAを活用したインフラ整備や貧困削減などの支援を行っていくとの考えを伝達し、デリーメトロ延長を含む3件(総額約2,000億円)の円借款の供与を決定したことを表明。	2,000億円	2014
2014年3月	<b>【G7首脳会合】</b> ウクライナに対し、日本として最大1,500億円(約15億ドル)の支援を行うことを表明。	1,500億円	2014
2014年5月	<b>【日バングラデシュ首脳会談】</b> 安倍総理大臣より、バングラデシュ及び地域の経済発展の促進に関し、「ベンガル湾産業成長地帯構想」を提案し、2014年より概ね4～5年を目途にバングラデシュに対し円借款を中心とする最大約6,000億円の支援を供与することを表明。	6,000億円	2014～ 2018
2014年7月	<b>【日・カリブ共同体諸国(カリコム)首脳会合】</b> 安倍総理大臣は、カリコム諸国が抱える「小島嶼国特有の脆弱性」に鑑み、一人当たりの所得水準とは異なる観点から支援が重要と表明。今後の協力のために、調査を実施し、具体的な協力の在り方については、検討していくことを表明。	-	2014～
2014年9月	<b>【日印首脳会談】</b> 安倍総理大臣は、次世代インフラ、連結性、輸送システム、スマートシティ、ガンジス川及び他の河川の再生、製造業、クリーンエネルギー、能力開発、水の安全保障、食品加工及び農産業、農業コールドチェーン及び農村開発といった分野を含む、相互の利益のための適切な政府及び民間のプロジェクトの資金を手当てにするため、今後5年間で、インドに対し、ODAを含む、3.5兆円規模の日本からの官民投融資を実現するとの意図を表明。	3.5兆円	2014
2014年9月	<b>【第3回小島嶼開発途上国(SIDS)国際会議】</b> 気候変動、防災及び保健分野における我が国のSIDS支援策について紹介しつつ、今後3年間で同分野における5,000人の人材育成を行う旨発表。	(5,000人)	2015～ 2017
2014年11月	<b>【G20ブリスベン・サミット】</b> 安倍総理大臣より、気候変動分野での途上国支援を行う緑の気候基金(Green Climate Fund: GCF)に対して最大15億ドルを拠出する意向を表明。	15億ドル	2015
2015年3月	<b>【第3回国連防災世界会議】</b> 安倍総理大臣より、40億ドルの資金協力、4万人の防災・復興人材育成を含む「仙台防災協力イニシアティブ」を発表。	40億ドル	2015～ 2018
2015年3月	<b>【安倍昭恵内閣総理大臣夫人とミシェル・オバマ米国大統領夫人を迎えた日米共同行事】</b> <u>女兒・女性のエンパワーメントとジェンダーに配慮した教育関連分野において、2015年からの3年間で420億円以上の政府開発援助(ODA)を実施することにコミット</u>	420億円	2015～ 2017

(後略)

### 3. 事業等のリスク

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

③日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

(前略)

(iii) 行政事業レビューについて

平成26年6月に行われた「行政事業レビュー」では、主に草の根技術協力について、NGO側の持続性及び他のスキームとの重複に留意しながら、より多くのNGOが参加できるよう改善すべき、NGOによる国内での事業展開に支援を行うことについて、国内の他の施策、これまでの事業の効果の検証を十分に行った上で、考え方を整理する必要があるとのコメントを得ました。外務省が実施した第三者評価の結果も踏まえ、事業の制度改善を行い、平成27年5月より新しい制度を導入しています。

(中略)

(v) 「独立行政法人通則法」の改正について

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、平成27年4月1日より施行されております。

(vi) 開発協力大綱の閣議決定について

平成27年2月10日にODA大綱が改訂され、開発協力大綱が閣議決定されました。平成4年に閣議決定され、平成15年に改定されたODA大綱は我が国のODA政策の根幹をなす文書として重要な役割を果たしてきましたが、ODAが対峙する開発課題の多様化・複雑化・広範囲化、途上国の開発にとってのODA以外の資金・活動の役割増大、グローバル化に対応し、我が国のODAが更なる進化を遂げるべく今般の改定となりました。

なお、開発協力大綱の決定については、外務省のホームページで公表されています。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072775.pdf>

## 第4 発行者の状況

### 3. コーポレート・ガバナンスの状況

(2) 業務運営の評価

当機構は、各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績について外部有識者から構成される外務省独立行政法人評価委員会の評価を受けてまいりました。なお、改正通則法が平成27年4月1日に施行され、当機構は、各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績については、主務大臣が行うこととされました(通則法第32条)。これに先立ち、当機構は中期計画(「中期計画」については本説明書「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照)期間中の業務実績を毎年、機構内部の業績評価委員会及び理事会で審議し、業務実績等報告書としてとりまとめ、主務大臣に提出、公表することとなっております。また、主務大臣の評価結果は公表されることとなっております。さらに、同法及び同法の施行に併せて整備された、政令・省令に基づき、4月1日付で業務方法書を改定すると共に、内部統制や監事の機能強化に係る規程を整備しました。引き続き、政省令や各種通知を踏まえつつ、JICAとして適切に対応する所存です。

## 第6 発行者の参考情報

### 3. 独立行政法人国際協力機構中期計画

(前略)

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、

(中略)

なお、平成24年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。

また、平成25年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。

さらに、平成26年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日）において、地方の活性化及び災害・危機等への対応のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。

(2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

(中略)

### 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

#### (1) 施設・設備

業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。

具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。

平成24年度から平成28年度の施設・設備の整備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,637
		計 4,637

(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

予算

別表1

中期目標期間：平成24年度～平成28年度

(単位：百万円)

収入	運営費交付金収入	728,998
	施設整備費補助金等収入	4,637
	事業収入	1,711
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	1,043
	計	744,005
支出	一般管理費	49,834
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,988
	業務経費	681,918
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	施設整備費	4,637
	計	744,005

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 上記収入中の施設整備費補助金等収入及び支出中の施設整備費については、平成24年度以降の施設・整備計画に基づき記載しているが、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

[注3] 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[注4] 運営費交付金収入及び業務経費については、平成24年度補正予算(第1号)により措置された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日)の中小企業及び地方自治体の国際展開支援等の技術協力に係る予算(5,400百万円)、平成25年度補正予算(第1号)により措置された「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日)の中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等の技術協力に係る予算(6,055百万円)並びに平成26年度補正予算(第1号)により追加的に措置された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日)の中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等の技術協力に係る予算(9,019百万円)が含まれている。

[注5] 施設整備費補助金等収入及び施設整備費については、平成24年度補正予算(第1号)により措置された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日)の防災・減災機能向上のための施設改修(1,984百万円)、平成25年度補正予算(第1号)により措置された「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日)の防災力強化のための施設改修(188百万円)及び平成26年度補正予算(第1号)により追加的に措置された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日)の防災力強化のための施設改修(287百万円)に係る予算が含まれている。

[注6] 運営費交付金収入、一般管理費及び業務経費については、機構が行った役職員の給与の見直しが反映されている。

[人件費の見積り]

期間中、63,599百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与に相当する範囲の費用である。

また、上記の額は、「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成23年6月3日)及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成23年10月28日)を踏まえ、機構が行った役職員の給与の見直しを反映している。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

## 収支計画

別表2

中期目標期間：平成24年度～平成28年度

(単位：百万円)

区別		
費用の部		740,015
	経常費用	740,015
	一般管理費	49,267
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,422
	業務経費	681,918
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	減価償却費	1,213
	財務費用	0
	臨時損失	0
収益の部		738,972
	経常収益	738,733
	運営費交付金収益	728,432
	事業収入	1,472
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	資産見返運営費交付金戻入	1,162
	資産見返補助金等戻入	52
	財務収益	238
	受取利息	238
	臨時収益	0
純利益 (▲純損失)		▲1,043
前中期目標期間繰越積立金取崩額		1,043
目的積立金取崩額		0
総利益 (▲総損失)		0

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表3

中期目標期間：平成24年度～平成28年度

(単位：百万円)

区別		
資金支出		<u>761,057</u>
	業務活動による支出	<u>738,802</u>
	一般管理費	49,267
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,422
	業務経費	<u>681,918</u>
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	投資活動による支出	<u>5,204</u>
	固定資産の取得による支出	<u>5,204</u>
	財務活動による支出	4,087
	不要財産に係る国庫納付による支出	4,087
	国庫納付金による支払額	10,797
	次期中期目標期間への繰越金	2,168
資金収入		<u>761,057</u>
	業務活動による収入	<u>738,325</u>
	運営費交付金による収入	<u>728,998</u>
	事業収入	1,711
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	投資活動による収入	<u>6,403</u>
	施設整備費補助金による収入	<u>2,961</u>
	固定資産の売却による収入	647
	貸付金の回収による収入	2,795
	財務活動による収入	0
	前中期目標期間からの繰越金	16,329

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

以 上